

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
(財)安全衛生技術試験協会	試験手数料	102,000		7/20,7/27,8/3,9/21 9/28,10/26,11/9,1 2/14		特財	国所管
(社)土浦労働基準協会	受講料	166,800		6/1,7/13,10/5,10/2 6,11/9,11/26,12/7		特社	国所管
(社)日本広報協会	受講料	108,280		6/8,7/13,12/7		公社	国所管
(社)日本獣医学会	学会参加費	372,700		10/5,10/12,10/19		公社	国所管
(社)日本獣医学会	別刷代	119,000		5/11,5/18,6/8,7/13 10/19,12/21		公社	国所管
(社)日本食品衛生学会	別刷代	224,550		11/2,12/14		公社	国所管
(社)日本食品科学工学会	論文掲載料	231,082		10/19,11/2,11/30		特社	国所管
(社)日本生物工学会	学会参加費	100,700		11/2,11/19,11/26		公社	国所管
(社)日本畜産学会	論文掲載料	113,400		10/19,11/9		特社	国所管

(社)日本農芸化学会	論文掲載料	101,640		10/12,12/27		公社	国所管
(財)日本分析センター	受講料	138,000		8/24,10/26		特財	国所管
(社)農業農村工学会	学会参加費	516,200		5/25,6/1,9/28,10/5,10/12,10/19,10/26,11/2,11/9,11/26,11/30,12/7,12/21,12/27		公社	国所管
(社)農業農村工学会	別刷代	183,100		10/19,11/9,11/19,11/30,12/21,12/27		公社	国所管
(社)農業農村工学会	論文投稿料	450,085		10/12,10/19,11/19,12/27,		公社	国所管
(社)農業農村整備情報総合センター	データベース登録料	200,000		10/15		特社	国所管
(社)ボイラ・クレーン安全協会	受講料	102,900		10/26		公社	国所管
(財)放射線影響協会	放射線管理記録引渡経費	212,000		10/12		特財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。